

## 第18号議案

### 令和元年度吉川市下水道事業会計補正予算（第4号）

（総則）

第1条 令和元年度吉川市下水道事業会計の補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 令和元年度吉川市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条業務の予定量を次のとおり補正する。

| （科 目）       | （既決予定額）    | （補正予定額） | （計）        |
|-------------|------------|---------|------------|
| （4）主な建設改良事業 |            |         |            |
| 管渠事業        | 338,254 千円 | △641 千円 | 337,613 千円 |

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| （科 目）       | （既決予定額）      | （補正予定額）   | （計）          |
|-------------|--------------|-----------|--------------|
| 収 入         |              |           |              |
| 第1款 下水道事業収益 | 1,414,515 千円 | 51,139 千円 | 1,465,654 千円 |
| 第1項 営業収益    | 792,867 千円   | △6,840 千円 | 786,027 千円   |
| 第2項 営業外収益   | 621,648 千円   | △869 千円   | 620,779 千円   |
| 第3項 特別利益    | 0 千円         | 58,848 千円 | 58,848 千円    |
| 支 出         |              |           |              |
| 第1款 下水道事業費用 | 1,367,184 千円 | 22,624 千円 | 1,389,808 千円 |
| 第1項 営業費用    | 1,243,191 千円 | 8,439 千円  | 1,251,630 千円 |
| 第2項 営業外費用   | 100,832 千円   | 11,198 千円 | 112,030 千円   |
| 第3項 特別損失    | 20,161 千円    | 2,987 千円  | 23,148 千円    |

（資本的収入及び支出）

第4条 予算第4条本文括弧中「不足する額260,254千円は、当年度分消費税資本的収支調整額34,370千円、当年度分勘定留保資金220,152千円及び当年度利益剰余金処分額5,733千円」とあるのを「不足する額262,679千円は、当年度分消費税資本的収支調整額11,494千円、当年度分勘定留保資金220,152千円及び当年度利益剰余金処分額31,033

千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

| (科 目)      | (既決予定額)    | (補正予定額)   | (計)        |
|------------|------------|-----------|------------|
| 収 入        |            |           |            |
| 第1款 資本的収入  | 831,828 千円 | 3,990 千円  | 835,818 千円 |
| 第1項 企業債    | 481,900 千円 | △1,600 千円 | 480,300 千円 |
| 第2項 他会計出資金 | 96,228 千円  | △9,915 千円 | 86,313 千円  |
| 第4項 負担金    | 0 千円       | 15,505 千円 | 15,505 千円  |

支 出

|           |              |          |              |
|-----------|--------------|----------|--------------|
| 第1款 資本的支出 | 1,092,082 千円 | 6,415 千円 | 1,098,497 千円 |
| 第1項 建設改良費 | 678,312 千円   | 6,415 千円 | 684,727 千円   |

(特例的収入及び支出)

第5条 予算第4条の2中「未収金及び未払金の額は、それぞれ65,925千円及び151,697千円」とあるのを「未収金及び未払金の額は、それぞれ65,438千円及び148,852千円」に改める。

(企業債)

第6条 予算第6条企業債の変更は、「第1表 企業債補正」による。

令和2年2月25日提出

吉川市長 中原恵人

第1表 企業債補正

| 起債の目的   | 補正前           |            |  |  | 補正後           |            |  |  |
|---------|---------------|------------|--|--|---------------|------------|--|--|
|         | 限度額           | 起債の方法      | 利率   | 償還の方法  | 限度額           | 起債の方法      | 利率   | 償還の方法  |
| 公共下水道事業 | 302,500<br>千円 | 普通貸借又は証券発行 | 年5.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するところによる。<br>ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。 | 295,100<br>千円 | 普通貸借又は証券発行 | 年5.0%以内<br>(ただし、利率見直し方式で借り入れるものについて、利率の見直しを行った後において、当該見直し後の利率) | 政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合にはその債権者との協定するところによる。<br>ただし、企業財政その他の都合により据置期間及び償還期間を短縮し、又は繰上償還若しくは低利債に借換えすることができる。 |